

NEWSLETTER

北京品源知識産権代理有限公司

2016年第6号

中国知財ニュース

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」

【本解釈の特徴—訴訟効率を向上】

1. 裁判期間が長いという問題を解決
2. 挙証が難しく、賠償金額が低い問題を解決
3. クレームの解釈方法を明確にすることで、当事者にとってどこまでが侵害で、どこからが非侵害かという予測可能性を保障
4. 特許法と他の法律との境界線を明確化

解釈本文

【発布機関】 最高人民法院

【発布文書番号】 法積〔2016〕1号

【発布日】 2016-03-22

【発効日】 2016-04-01

【失効日】

【所属類別】 司法解釈

【ファイルの出所】 最高人民法院

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」が、2016年1月25日に最高人民法院審判委員会第1676次会議で可決され、ここに公布し、2016年4月1日から施行する。

最高人民法院
2016年3月21日

法積〔2016〕1号

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈
(二)

(2016年1月25日、最高人民法院審判委員會第1676次會議にて可決、2016年4月1日から施行)

専利権侵害をめぐる紛争案件を正確に審理するため、「中華人民共和國専利法」、「中華人民共和國専利侵害責任法」、「中華人民共和國民事訴訟法」などの関連法律に基づき、審判情状と結び付けて、本解釈を制定する。

第一条 専利請求の範囲に請求項が二つ以上ある場合、権利者は、訴状に被疑侵害者が専利権を侵害していると提訴する根拠となる請求項を明記すべきである。訴状に上記事項が記載されていないか又は不明確に記載されている場合、人民法院は、上記事項を明確にすることを命じるべきである。釈明した後でも、権利者が上記事項を明確にしない場合、人民法院は、訴えを却下する裁定を下すことができる。

第二条 専利権侵害訴訟において権利者により主張した請求項が、専利復審委員会により無効宣告された場合、専利権侵害をめぐる紛争案件を審理する人民法院は、権利者による当該無効宣告された請求項に基づいた訴えを却下する裁定を下すことができる。

上記請求項の無効宣告決定が、発効した行政判決により取消されたことを証明し得る証拠がある場合、権利者は別途提訴することができる。

専利権者が別途提訴する場合、訴訟時効期間は本条第2項でいう行政判決書が送達される日より起算する。

第三条 専利法第26条第3項、第4項の規定を明らかに違反したせいで、明細書が請求項を解釈するために用いられることができず、且つ本解釈第4条に規定された状況にも当たらず、それにより専利権に対し無効宣告が請求された場合、専利権侵害をめぐる紛争案件を審理する人民法院は、一般的に訴訟を中止する裁定を下すべきである。合理的な期限内で専利権に対し無効宣告が請求されていない場合、人民法院は、請求項の記載に基づいて専利権の技術的範囲を確定することができる。

第四条 専利請求の範囲、明細書及び図面における文法、文字、句読点、図形、符号などに不明瞭なところがあるが、当業者が、専利請求の範囲、明細書及び図面を読んだうえで、唯一の理解が得られることであれば、人民法院は、当該唯一の理解に基づいて認定すべきである。

第五条 人民法院が専利権の技術的範囲を確定するとき、独立請求項の前言部分、特徴部分及び従属請求項の引用部分、限定部分に記載された技術的特徴のいずれも限定作用があるものとする。

第六条 人民法院は、係争専利と分割出願関係にある他の専利及びその専利審査包袋、専利権の付与や確認をめぐる、発効した裁定書・判決書を運用して、係争専利の請求項の内容を解釈することができる。

専利審査包袋には、専利の審査、復審、無効審判の審理過程において、専利出願人又は専利権者により提出した書類、國務院専利行政部門及び専利復審委員会により作成した審査意見通知書、面接審査記録、口頭審理記録、発効した専利復審請求の審査決定書、及び専利権無効宣告請求の審査決定書が含まれる。

第七条 権利侵害と訴えられた技術案が閉鎖式の組成物請求項の全ての技術的特徴を含んだうえで他の技術的特徴も含む場合、人民法院は、権利侵害と訴えられた技術案が専利権の技術的範囲に入らないと認定すべきである。ただし、当該他の技術的特徴がよく使われる量の不可避な不純物である場合は、これに含まれない。

前項でいう閉鎖式の組成物請求項は、一般的に漢方薬組成物請求項を含まない。

第八条 機能的特徴とは、構造、成分、ステップ、条件又はこれらの互いの関係などに関し、それらが発明において奏する機能又は効果により限定されている技術的特徴をいう。ただし、当業者が請求項を読むだけで上記機能又は効果を実現する具体的な実施形態を直接かつ明らかに確定し得る場合は、これに含まれない。

明細書及び図面に記載された前項でいう機能又は効果を実現するに欠かせない技術的特徴と比べて、権利侵害と訴えられた技術案の相応する技術的特徴が、基本的に同一の手段により、同一の機能を実現し、同一の効果を奏し、かつ当業者が権利侵害と訴えられた行為の発生時に進歩性に値する労力なしに想到できるものである場合、人民法院は、当該相応する技術的特徴が機能的特徴と同一又は均等であると認定すべきである。

第九条 権利侵害と訴えられた技術案が、請求項における使用環境特徴で限定された使用環境に適用することができない場合、人民法院は、権利侵害と訴えられた技術案が専利権の技術的範囲に入らないと認定すべきである。

第十条 請求項において製造方法で製品を特定した技術的特徴に関し、権利侵害と訴えられた製品の製造方法が当該技術的特徴と同じでも均等でもない場合、人民法院は、権利侵害と訴えられた技術案が専利権の技術的範囲に入らないと認定すべきである。

第十一条 方法請求項に技術的ステップの前後順序が明らかに記載されていないが、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を読んだうえで、当該技術的ステップが特定順序に従って実施すべきであると直接かつ明らかに認定する場合、人民法院は、当該ステップ順序が専利権の技術的範囲に対し限定作用を有すると認定すべきである。

第十二条 請求項において「少なくとも」、「超えない」などの用語で数値限定特徴を限定し、かつ当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を読んだうえで、専利技術案が当該用語の技術的特徴に対する限定作用を特に強調していると認定しており、権利者がそれと異なる数値限定特徴が均等な特徴に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しない。

第十三条 権利者により専利出願人や専利権者が、専利権の付与や確認過程において行われた専利請求の範囲、明細書及び図面に対する限縮補正又は陳述が明らかに否定されたことを証明した場合、人民法院は、当該補正若しくは陳述が技術案の放棄を招来しないと認定すべきである。

第十四条 人民法院は、一般の消費者が意匠に対して持っている知識レベル及び認知能力を認定するとき、一般的に、権利侵害と訴えられた行為の発生時に意匠権が付与された意匠が属する同一又は類似する製品のデザイン空間を考慮すべきである。デザイン空間が大きい場合、人民法院は、通常、

一般の消費者が異なるデザインの間小さな差異に気づきにくいと認定することができ、デザイン空間が小さい場合、人民法院は、通常、一般の消費者が異なるデザインの間小さな差異にもっと気づきやすいと認定することができる。

第十五条 セット製品の意匠に関し、権利侵害と訴えられたデザインが当該セット製品の意匠の一つと同一又は類似する場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入ると認定すべきである。

第十六条 組み立て関係が唯一の組み立て製品の意匠専利に関し、権利侵害と訴えられたデザインが当該製品の組み立てた状態での意匠と同一又は類似した場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入ると認定すべきである。

各部材の間に組み立て関係がないか又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品の意匠専利に関し、権利侵害と訴えられたデザインが当該製品の全ての独立部材の意匠のいずれとも同一又は類似する場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入ると認定すべきである。権利侵害と訴えられたデザインが当該製品の独立部材の意匠を欠いているか、又は当該製品の独立部材の意匠と同一でも類似でもない場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入らないと認定すべきである。

第十七条 状態が変化する製品の意匠専利に関し、権利侵害と訴えられたデザインが状態変化図に示された各使用状態下での意匠のいずれとも同一又は類似する場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入ると認定すべきである。権利侵害と訴えられたデザインが当該状態が変化する製品の一つの使用状態下での意匠を欠いているか、又は当該状態が変化する製品の一つの使用状態下での意匠と同一でも類似でもない場合、人民法院は、権利侵害と訴えられたデザインが専利権の技術的範囲に入らないと認定すべきである。

第十八条 権利者が、専利法第十三条によって発明専利出願の公開日から専利権登録公告日までの間に当該発明を実施した事業体又は個人により適切な費用を支払うよう請求する場合、人民法院は、関連する専利許可使用費を参照して合理的に確定することができる。

発明専利出願公開時に出願人の求めた専利請求の範囲と発明専利権登録公告時の専利権の技術的範囲が一致せず、訴えられた技術案が上記二つの範囲のいずれにも入る場合、人民法院は、被告が前項でいう期間内に当該発明を実施したと認定すべきである。訴えられた技術案が上記二つの範囲中の一つの範囲のみに入る場合、人民法院は、被告が前項でいう期間内に当該発明を実施しなかったと認定すべきである。

発明専利権登録公告以降に、専利権者の許可を得ず、本条第一項でいう期間内に他人により製造、販売、輸入された製品を、生産経営の目的で、使用、販売許諾、販売しており、且つ当該他人が専利法第十三条に規定された適切な費用をすでに支払ったか、又は支払うのを誓約した場合、権利者による上記使用、販売許諾、販売の行為が専利権を侵害することに関する主張に対し、人民法院は、これを支持しない。

第十九条 製品売買契約が法律規定により成立された場合、人民法院は、それが専利法第十一条に規定された「販売」に当たると認定すべきである。

第二十条 専利方法によって直接得られた製品を、さらに加工し、処理して得られた後続製品に対し、再加工、再処理を行った場合、人民法院は、専利法第十一条に規定された「該専利方法によって直接得られた製品を使用する」に当たらないと認定すべきである。

第二十一条 関連製品が専ら専利を実施するために使用される材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許可を得ずに、生産経営の目的で、当該製品を他人に提供して専利権侵害行為を実施しており、権利者により、当該提供者の行為が権利侵害責任法第九条に規定された他人を助けて実施する侵害行為に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持すべきである。

関連製品、方法に専利権が付与されていることを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許可を得ずに、生産経営の目的で、他人が専利権侵害行為を実施するよう積極的に誘導しており、権利者により、当該誘導者の行為が権利侵害責任法第九条に規定された他人を教唆して実施する侵害行為に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持すべきである。

第二十二条 被疑侵害者の主張した従来技術抗弁又は従来デザイン抗弁に関し、人民法院は、専利出願日当時に施行されている専利法に基づいて、従来技術又は従来デザインを定義すべきである。

第二十三条 権利侵害と訴えられた技術案又は意匠が先の係争専利権の技術的範囲に入り、被疑侵害者が、その技術案又は意匠に専利権が付与されているとの理由で係争専利権を侵害していないと抗弁する場合、人民法院は、これを支持しない。

第二十四条 推薦性国家標準、業界標準又は地方標準がそれに関連する必要な専利の情報を明示しており、被疑侵害者が、当該標準を実施するに専利権者の許可を必要としないとの理由で当該専利権を侵害していないと抗弁する場合、人民法院は、一般的にこれを支持しない。

推薦性国家標準、業界標準又は地方標準がそれに関連する必要な専利の情報を明示しており、専利権者と被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が標準の制定時に誓約した公平、合理、無差別の許諾義務をわざと違反したせいで、専利実施許諾契約が達成できず、且つ被疑侵害者が協議中で明らかな過失がなかった場合、標準実施行為の停止を求める権利者の主張に対し、人民法院は、一般的にこれを支持しない。

本条第二項でいう実施許諾条件は、専利権者と被疑侵害者が協議を行ったうえで確定すべきである。十分な協議で合意できなかった場合、人民法院に実施許諾条件を確定してもらうよう請求することができる。人民法院は、上記実施許諾条件を確定するとき、公平、合理、無差別の原則に基づき、専利の革新度及びその標準中での役割、標準の属する技術分野、標準の性質、標準の実施される範囲及び関連する許可条件などの要素を総合的に考慮すべきである。

法律、行政法規において、標準中の専利の実施に関し別途規定がある場合、その規定に従う。

第二十五条 専利権者の許可を得ずに製造販売した専利権侵害製品であるとのことを知らずに、生産経営の目的で、当該専利権侵害製品を使用、販売許諾又は販売しており、かつ当該製品の合法的な出所を挙証して証明した場合、上記使用、販売許諾、販売の行為の停止を請求する権利者の主張に対し、人民法院は、支持すべきである。ただし、権利侵害と訴えられた製品の使用者が、当該製品の合理的な価格をすでに支払ったことを挙証して証明した場合は、これに含まれない。

本条第一項でいう「知らず」とは、実際に知らず、且つ知るべきではないことをいう。

本条第一項でいう「合法的な出所」とは、合法的な販売ルート、通常の売買契約などの正常な業務による方式で製品を取得することをいう。合法的な出所に関し、使用者、販売許諾者又は販売者は、取引慣習に合う関連証拠を提供すべきである。

第二十六条 被告が専利権を侵害しており、権利者が当該権利侵害行為の停止を命じるよう人民法院に請求した場合、人民法院は、これを支持すべきである。ただし、国家利益、公共利益への考慮に基づき、人民法院は、被告に訴えられた行為を停止するよう命じず、相応する合理的な費用を支払うよう命じることができる。

第二十七条 権利者の権利侵害により受けた実際の損失を確定しにくい場合、人民法院は、専利法第六十五条第一項の規定によって、権利侵害者が権利侵害により得た利益を挙証して証明することを権利者に要求すべきである。権利侵害者が得た利益に関する初歩的な証拠を権利者によりすでに提供したが、専利権侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者により掌握している場合、人民法院は、権利侵害者に当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が、正当な理由なしに提供を拒むか、又は偽りの帳簿や資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠によって、権利侵害者が権利侵害により得た利益を認定することができる。

第二十八条 権利者、権利侵害者が法律規定に基づいて専利権侵害の賠償額又は賠償計算方法を約束しており、且つ専利権侵害訴訟において当該約束に基づいて賠償額を確定したと主張する場合、人民法院は、これを支持すべきである。

第二十九条 専利権無効宣告決定が下された後、当事者が当該決定によって、法律規定に基づき専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しなかった専利権侵害の判決、調停書を取り消すよう再審を請求する場合、人民法院は、再審審査を中止するとともに、原判決、調停書の執行も中止する裁定を下すことができる。

専利権者が、人民法院に十分で有効な担保を提供し、前項でいう判決、調停書を引継いで執行するよう請求する場合、人民法院は、引継いで執行すべきである。権利侵害者が、人民法院に十分で有効な逆担保を提供して、執行を中止するよう請求する場合、人民法院は認めるべきである。人民法院による発効した判決が専利権無効宣告決定を取り消していない場合、専利権者は、引継いで執行することにより相手にもたらした損失を賠償すべきである。専利権無効宣告決定が人民法院の発効した判決により取り消されて、専利権が有効である場合、人民法院は、前項でいう判決、調停書に基づいて上記逆担保した財産を直接に執行することができる。

第三十条 法定期限内で、専利権無効宣告決定に対し、人民法院に提訴しない、又は提訴後に発効した判決が当該決定を取り消しておらず、当事者が当該決定によって、法律規定に基づき専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しなかった専利権侵害の判決、調停書を取り消すよう再審を請求する場合、人民法院は、再審をすべきである。当事者が当該決定によって、法律規定に基づき専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しなかった専利権侵害の判決、調停書を執行終結するよう請求する場合、人民法院は、執行終結の裁定を下すべきである。

第三十一条 本解釈は、2016年4月1日から施行される。これまでに最高人民法院により公布した関連する司法解釈が本解釈と一致しない場合は、本解釈に準じる。

当 Newsletter に含まれる情報は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、特定の目的を前提とした利用、その他の専門的なアドバイス等を行うものではありません。IP 案件に関するご相談は、個別に弁理士までお問い合わせください。

〈Newsletter に関するご意見やご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。〉

北京品源知識産権代理有限公司 東京オフィス 担当 朴（バク）

TEL : 03-3527-9886 / E-mail:tokyo@boip.com.cn